

「人事・給与関係業務情報システムのプロジェクト管理支援業務(府省運用支援等)」に係る質問及びその回答

No.	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答
1	調達仕様書 P19 8(1)	再委託を行う場合、再委託先が「2. (2)調達案件間の入札制限」に抵触しないこと。	<p>本業務の再委託先と「2. (2)調達案件間の入札制限」の受注者の再委託先については、入札制限はないと考えてよいでしょうか。</p> <p>本業務に有用な技術的な知見を収集するために、ソフトウェア、各種サービスベンダ等の有償サポート(各種サポートやプロフェッショナルサービス等)を利用する場合、同様の有償サポート契約を「2. (2)」の管理対象業務においても利用する可能性があるかと考えています。</p>	<p>原則として、本業務の再委託先と、「2. (2)調達案件間の入札制限」の受注者の再委託先との間では、入札制限はないものと考えて差し支えありません。ただ、再委託の際には人事院専任部門の承諾が必要であり、本事項の趣旨に反するような再委託関係の場合には、承諾をしない可能性があります。</p>